

九 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

改正案	現行
（信用協同組合） 第九条の八（略） 2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。 一〇六（略） 七 有価証券（第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。） 八〇二十一（略） 三〇五（略） 6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一（略） 一の二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二	（信用協同組合） 第九条の八（略） 2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。 一〇六（略） 七 有価証券（第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。） 八〇二十一（略） 三〇五（略） 6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一（略） 一の二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十

十一項から第二十四項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。 二〇三の二（略） 三の三 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項（定義）</u>に規定する金融先物取引等をいう。 四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法<u>第二条第十二項（定義）</u>に規定する金融先物取引等の受託等をいう。 7 11 (略)	八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。 二〇三の二（略） 三の三 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項（定義）</u>に規定する金融先物取引等をいう。 四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法<u>第二条第十項（定義）</u>に規定する金融先物取引等の受託等をいう。 7 11 (略)
--	---